

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 三浦市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
7,003	2,000	648	9,652

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	19,364	19,265	99	0	474	17,321	
一般会計等	19,364	19,265	99	0		17,321	

「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	1,335	1,285	51	573	94	6,854	282	法適用企業
病院事業会計	2,555	2,575	20	-	685	3,106	2,148	法適用企業
市場事業特別会計	1,381	1,369	12	-	138	1,961	1,679	
公共下水道事業特別会計	1,055	1,054	2	-	593	8,201	6,438	
国民健康保険事業特別会計	6,406	6,406	-	-	698	-	-	
介護保険事業特別会計	3,506	3,474	31	31	548	-	-	
後期高齢者医療事業特別会計	508	485	22	22	96	-	-	
老人保健医療事業特別会計	42	37	5	5	9	-	-	
公営企業会計等 計				633		20,123	10,546	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
神奈川県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	2,409	2,048	361	361	18	-	-	
神奈川県後期高齢者医療広域連合(事業会計)	571,118	555,628	15,490	15,490	8,019	-	-	
一部事務組合等 計				15,851		-	-	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に係る 債務残高	当該団体からの 損失補償に係る 債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
三浦市土地開発公社	231	241	5	74	380	8,175	-	5,115	
(財)三浦市中小企業振興公社	0	3	1	-	-	-	-	-	
(財)かながわ海岸美化財団	2	1,829	19	9	-	-	-	-	
(株)三浦海業公社	10	226	104	-	-	-	-	-	
三崎マリン(株)	44	478	20	-	-	-	-	-	
三浦地域資源コーズ(株)	18	4	10	-	-	-	1,236	371	
地方公社・第三セクター等 計			159	83	380	8,175	1,236	5,486	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	423	155	267
減債基金	13	13	0
その他充当可能基金	1,069	973	96
充当可能基金 計	1,504	1,141	363

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	-	-	-	13.39	20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	-	-	-	18.39	40.00	病院事業会計	11.9	-	11.9
実質公債費比率	8.3	8.3	0.0	25.0	35.0				
将来負担比率	163.7	178.6	14.9	350.0					
財政力指数	0.78	0.77	0.01						
経常収支比率	99.6	99.0	0.6						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」が算定される場合は、負数(-)で表示している。
 2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 3. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。